

自家用自動車の安全運転管理者、運転者等の事務負担軽減について

令和6年5月15日
事務局

○現状

道路交通法上、人・物の輸送を業務としていない事業者が、一定台数以上（例えば、一般車の場合は5台以上）の自家用自動車（一般企業における社用車や官公庁・学校等における公用車など。）を使用する場合、自動車の安全運転を確保するため、安全運転管理者を選任することを必要とする「安全運転管理者制度」がある（※）。

当該制度については、酒気帯びの有無の確認業務について、遠隔実施、業務委託等が可能であることの解釈は明確化されている。一方で、点呼等により確認することとされている以下の業務及び安全な運転を確保するために必要な指示に関しては、遠隔実施、業務委託等の解釈が示されていない。

- ・運転者が行う自動車の点検の実施の確認
- ・過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無の確認

（※）人や物を有償で運搬する場合に適用される道路運送法上の運行管理とは異なる概念。

○課題

実務上、酒気帯びの有無の確認と点呼等による上記の業務及び必要な指示は、一体的に実施されている。そのため、酒気帯びの有無の確認について遠隔実施や外部委託が可能であったとしても、点呼等による上記の業務及び必要な指示について遠隔実施や外部委託ができなければ、点呼等による上記の業務及び必要な指示と合わせて酒気帯びの有無の確認も運転者を出勤させて安全運転管理者が対面で実施するしかなく、安全運転管理者や運転者の事務負担の軽減につながっていない、といった指摘が事業者から要望として寄せられている。

○課題に対する規制改革の方向性

基本的な方向性として、「点呼等による確認」及び必要な指示に関する遠隔実施、業務委託を可能とし、安全運転管理業務のデジタル化による安全運転管理者、運転者等の働き方改革を促す。

具体的には、自動車の安全運転管理者が担う事務負担を軽減する観点から、安全運転管理者

等が行う点呼について、道路交通法施行規則第9条の10第5号の規定（自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること）の解釈を明確化し、遠隔実施及び外部委託が可能とする方向で検討を行う。[令和6年度]

○留意事項(主な論点、今後の調整事項等)

本規制改革の周知については、本規定の適用を受ける者が広く一般の方であることから、広く周知されるよう工夫が必要である。

安全運転管理者制度の概要

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければならない。
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合には20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等

<欠格事項>

- 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者
- 次の違反行為をして2年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反
- 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反

4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施）
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持
- 運転日誌の備え付けと記録
- 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。**

※ 届出に関する質問については自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署まで**

第1-8表 運転免許の取消し、停止件数

(令和4年、件)

取消	うち初心取消	停止				合計
		90日以上	60日	30日	計	
32,980	1,065	33,089	28,069	119,399	180,557	213,537

注 1 警察庁資料による。

2 「初心取消」とは、平成元年の道路交通法改正により導入された初心運転者期間制度による取消しである。

第1-9表 安全運転管理者等の年次別推移

(各年3月末)

年	事業所	安全運転管理者	副安全運転管理者	管理下運転者数	管理下自動車台数
	か所	人	人	人	台
平成30	337,632	337,632	70,916	7,500,293	4,682,261
令和元	337,721	337,721	72,223	7,612,460	4,686,318
2	338,636	338,636	73,362	7,695,857	4,694,167
3	339,068	339,068	74,557	7,822,339	4,714,960
4	352,335	352,335	76,911	8,082,323	4,859,925

注 警察庁資料による。

第1-10表 年齢層別及び職務上の地位別安全運転管理者等数

(令和4年3月末)

区分	安全運転管理者		副安全運転管理者		
	人員(人)	構成率(%)	人員(人)	構成率(%)	
年齢層別	20～29歳	8,369	2.4	3,033	3.9
	30～39歳	39,399	11.2	11,008	14.3
	40～49歳	103,686	29.4	26,414	34.3
	50～59歳	123,956	35.2	28,059	36.5
	60歳以上	76,925	21.8	8,397	10.9
合計	352,335	100.0	76,911	100.0	
地位別	課長以上	182,243	51.7	36,148	47.0
	係長	24,327	6.9	12,140	15.8
	主任	26,924	7.6	9,054	11.8
	使用者	60,817	17.3	1,347	1.8
	その他	58,024	16.5	18,222	23.7
合計	352,335	100.0	76,911	100.0	

注 警察庁資料による。

第1-11表 安全運転管理者等講習の年度別実施状況

(各年度末現在)

年度	安全運転管理者				副安全運転管理者			
	実施回数	受講対象者(A)	受講者数(B)	受講率(B)/(A)	実施回数	受講対象者(A)	受講者数(B)	受講率(B)/(A)
	回	人	人	%	回	人	人	%
平成29	2,321	335,438	331,270	98.8	2,018	69,977	68,879	98.4
30	2,318	335,874	330,723	98.5	1,979	71,513	70,517	98.6
令和元	2,293	336,984	332,008	98.5	1,971	72,763	71,478	98.2
2	1,947	324,252	230,737	71.2	1,589	71,394	44,763	62.7
3	2,175	331,115	299,157	90.3	1,893	73,178	65,126	89.0

注 警察庁資料による。